

議第155号

当せん金付証券の発売について

県は、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条の規定により、平成29年度において、当せん金付証券を次のとおり発売するものとする。

発売総額 6,800,000,000円以内

提 案 理 由

平成29年度における当せん金付証券の発売総額を定めるため、当せん金付証券法第4条第1項の規定により提案するものである。

議第156号

置賜広域病院組合理約の一部変更について

置賜広域病院組合理約の一部を変更する規約を次のように定める。

置賜広域病院組合理約の一部を変更する規約

置賜広域病院組合理約（平成7年自治許第605号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

置賜広域病院企業団規約

第1条を次のように改める。

（企業団の名称）

第1条 この企業団は、置賜広域病院企業団（以下「企業団」という。）という。

第2条（見出しを含む。）及び第3条（見出しを含む。）中「組合」を「企業団」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（地方公営企業法の適用）

第3条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第1項の規定に基づき、企業団が経営する病院事業に同法第2条第2項に規定する財務規定等を除く同法の規定を適用する。

第4条（見出しを含む。）中「組合」を「企業団」に改める。

「第2章 組合の議会」を「第2章 企業団の議会」に改める。

第5条の見出し中「組合」を「企業団」に改め、同条中「組合の」を「企業団の」に、「組合議員」を「企業団議員」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「組合議員」を「企業団議員」に改める。

第7条第1項中「組合の」を「企業団の」に、「組合議員」を「企業団議員」に改め、同条第2項中「組合議員」を「企業団議員」に改める。

「第3章 組合の執行機関」を「第3章 企業団の執行機関」に改める。

第8条を次のように改める。

（企業長）

第8条 企業団に企業長を置く。

第9条第1項中「組合」を「企業団」に改め、同条第2項中「管理者」を「企業長」に改める。

第10条第1項中「組合」を「企業団」に改め、同条第2項中「管理者が組合」を「企業長が企業団」に、「組合議員及び有識者」を「人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者」に改め、「それぞれ1人を」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 監査委員の任期は、4年とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（運営協議会の設置）

第10条の2 企業団事務の適切な運営を図るため、企業団の経営方針その他重要な運営事項について協議する置賜広域病院企業団運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会の委員は、企業長、関係市町の長及び山形県の職員のうち知事が指定する職にある者をもって充てる。

3 運営協議会に関し必要な事項は、企業長が定める。

「第4章 組合の経費」を「第4章 企業団の経費」に改める。

第11条第1項及び第3項中「組合」を「企業団」に改める。

第12条を削る。

第13条中「組合」を「企業団」に、「別に」を「企業長が別に」に改め、第5章中同条を第12条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する変更前の置賜広域病院組合理約（以下「旧規約」という。）第5条の規定により選出された同条に規定する組合議員は、その任期が満了するまでの間、変更後の置賜広域病院企業団規約（以下「新規約」という。）第5条の規定により選出された同条に規定する企業団議員とみなす。
- 3 この規約の施行の際現に在職する旧規約第9条第2項の規定により任命された職員は、この規約の施行の日において新規約第9条第2項の規定により任命された職員とみなす。
- 4 この規約の施行の際現に在職する旧規約第10条第2項の規定により選任された監査委員は、その任期が満了するまでの間、新規約第10条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

提 案 理 由

置賜広域病院組合が経営する病院事業に地方公営企業法の財務規定等を除く同法の規定を適用するため、地方自治法第290条の規定により提案するものである。

議第157号

県道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり県道の路線を廃止する。

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
今 泉 停 車 場 線	今 泉 停 車 場	長 井 市 今 泉	

提 案 理 由

県道の路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案するものである。